

意見書案第 12 号

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書

去る令和 8 年 5 月 27 日、政府のインテリジェンス（情報活動）機能を強化する
とした国家情報会議設置法が成立した。

これにより政府の情報機関の司令塔機能を強化するとして、国家情報会議と
国家情報局を新設し、内閣官房長官と関係事務次官級からなる内閣情報会議を、
首相が議長、関係閣僚が議員を務める国家情報会議に内閣情報調査室を国家情
報局にそれぞれ格上げするとしている。そしてこの司令塔に、警察庁や外務省、
防衛省、公安調査庁などの情報機関に対する総合調整権を与え、国家情報会議
の事務局として各省庁が収集した個人情報情報を同会議に集約する。

高市早苗首相は「国家情報局が国民のプライバシー等を無用に侵害するよう
なことはない」と言うが、新設機関の役割は、政府によるスパイ活動（重要情
報活動）に対処するための基本方針策定や情報収集・分析であり、国のスパイ
活動は国民も対象で、人権侵害の拡大が懸念される。

内閣情報調査室は、これまでも国民監視や謀略的な活動が行なわれてきてお
り、警察や防衛省、公安調査庁による情報収集を違法とし、確定した判決もあ
る。例えば公安警察が市民の個人情報情報を民間企業に提供した大垣警察市民監視
事件で収集情報の抹消を命じた名古屋高裁判決や、自衛隊情報保全隊による市
民活動の監視・情報収集をプライバシー侵害と認定した仙台高裁判決などがあ
るが、違法だとされてもなお謝罪すらされていない。

にもかかわらず国会や第三者機関によるチェックの仕組みが盛り込まれてい
ない。

よって、国及び政府においては、国民監視や人権侵害の拡大が危惧される国
家情報会議設置法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣

経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長 あて